

令和 7 年度第 2 回
船橋市青少年問題協議会資料

津波等の警報発令時における児童生徒への対応について

【保健体育課】

別添の学校対応表に基づいて各警報等の発表状況や、登校前、登校後、登下校中それぞれの時間帯に合わせて対応しています。

別添1「警報等発表時の学校対応表」参照・・・・・・・・・・2ページ

別添2「地震等発生時の学校対応表」参照・・・・・・・・・・3ページ

【船橋市立船橋高等学校】

市立船橋高校非常変災時の学校対応

在宅時：「JR総武線の運行状況で判断する。」

午前7時の時点でJR総武線が不通の場合、自宅待機や授業措置について、市船ホームページやTeamsを通して連絡する。

在校時・下校時：「非常変災によりJR総武線の不通が予想される場合、学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講じる。

安全が確保されるまで帰宅させない場合もある。

学校による避難所開設等の可能性もある。

保護者には市船ホームページやあんしんメールにて連絡する。」

警報等発表時の学校対応表

別添 1

令和7年4月



【対応の基本方針】

- ・保護者は気象庁の防災情報で**船橋市**に警報・注意報が発表されている場合、以下のとおりの対応をお願いします。
- ・臨時休業について、教育委員会から午前7時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知します。ただし、状況によっては午前7時頃に周知できない場合があります。まずは保護者で確認するようにお願いします。

【前日(週明け)などに悪天候が予想される】

- ・学校は児童生徒への指導、保護者へ対応のメール配信等を行います。その対応に沿ってください。(朝の練習などの活動中止を含める。)

	警報・注意報	学校の対応			家庭の対応
		授業	給食	連絡	
登校前	特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪)	午前7時に警報が発表されている場合 臨時休業	中止	原則、メール配信は行わない	午前6時 警報有→自宅待機
	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	午前7時に警報が解除されている場合 通常通り	あり (一部変更の可能性あり)		午前7時 警報有→臨時休業 午前7時 警報解除→通常通り
	雷注意報 竜巻注意報	通常通り	あり		保護者の判断で 遅刻・欠席可
	その他注意報			対応がある場合のみメール配信	保護者の判断で 遅刻・欠席可 通常通り
登校後	特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪)	中学校区で協議	あり (一部変更の可能性あり)	メール配信あり	引き渡しや状況の変化に備える
	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	安全が確保されるまで 児童生徒は下校させない 避難所開設等可能性あり		※停電や通信障害によりメール配信できない可能性あり	
	雷注意報 竜巻注意報 その他注意報		あり	対応がある場合のみメール配信	
登下校中	・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。 ・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。				



ふなばし情報メール登録はこちら
配信カテゴリは「ふなばし災害情報」と「教育委員会からのお知らせ」>「臨時休業情報」、「重要情報」の3つを必ず選択してください。



船橋市ホームページはこちら
午前7時頃に市ホームページでお知らせします。



気象庁(船橋市の警報・注意報)はこちら

二次元コードをタップすると各ページに移動します。

地震等発生時の学校対応表

別添 2

令和7年4月



【対応の基本方針】

- ・保護者は気象庁の防災情報で**船橋市**に震度5弱等が発表されている場合、以下のとおりの対応をお願いします。
- ※震度計の不具合等により、万一、市内の震度が計測、発表されなかった場合は、隣接市(市川、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市)のいずれかの市の最も高い震度を基準に判断してください。
- ・地域によって被害状況が異なることや避難所開設準備のため、教育委員会からふなばし情報メールや市ホームページでの周知は行いません。

【事後対応】

- ・学校再開については、避難所開設の状況や施設、通学路等の点検等から総合的に判断し、学校からメール配信等を行います。

	震度・警報・注意報	学校の対応			家庭の対応
		授業	給食	連絡	
登校前	震度5強以上 大津波警報・津波警報 (東京湾内湾)	臨時休業 避難所開設	中止	安否確認や再開等について必要に応じて連絡	臨時休業 学校から連絡があるまで自宅待機
	震度5弱 津波注意報(東京湾内湾) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	施設・通学路の点検 臨時休業、登校時間変更の判断	状況判断	可能な限り連絡 ※連絡できない可能性あり	学校から連絡があるまで自宅待機
登校後	震度5強以上 大津波警報・津波警報 (東京湾内湾)	授業中止 保護者に引き渡すまで保護	状況判断	可能な限り連絡 ※連絡できない可能性あり	引き渡し (引き渡しカードに基づく)
	震度5弱 津波注意報(東京湾内湾) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	中学校区で協議 安全が確保されるまで児童生徒は下校させない 連絡できない場合は引き渡し			引き渡しや状況の変化に備える 学校からの連絡が無い場合は引き渡し
登下校中	・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。 ・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。				



気象庁の防災情報(地震)はこちら

二次元コードをタップするとページに移動します。

【保健体育課】

【議題2 児童生徒の登下校の安全、生活道路としての安全を守っていく上で
ゾーン30、ゾーン30プラスの計画的な整備について】

ゾーン30プラスの整備にあたっては、地元の皆様が「時速30kmの速度規制」と「速度を低下させる仕組みの設置」について、あらかじめご同意いただく必要があります。このことから、まずは町会等から市に対してご要望いただいてから、検討を始めることとしております。

その要望を踏まえ、死傷事故件数や急減速挙動件数（いわゆる急ブレーキの数）等のデータを用いて警察等と連携して検討し、対策の必要性が確認された地区を選定しております。



ふなばし健やかプラン2.1
マスコットキャラクター
「すこちゃん」

児童・生徒の自殺者数の動向について

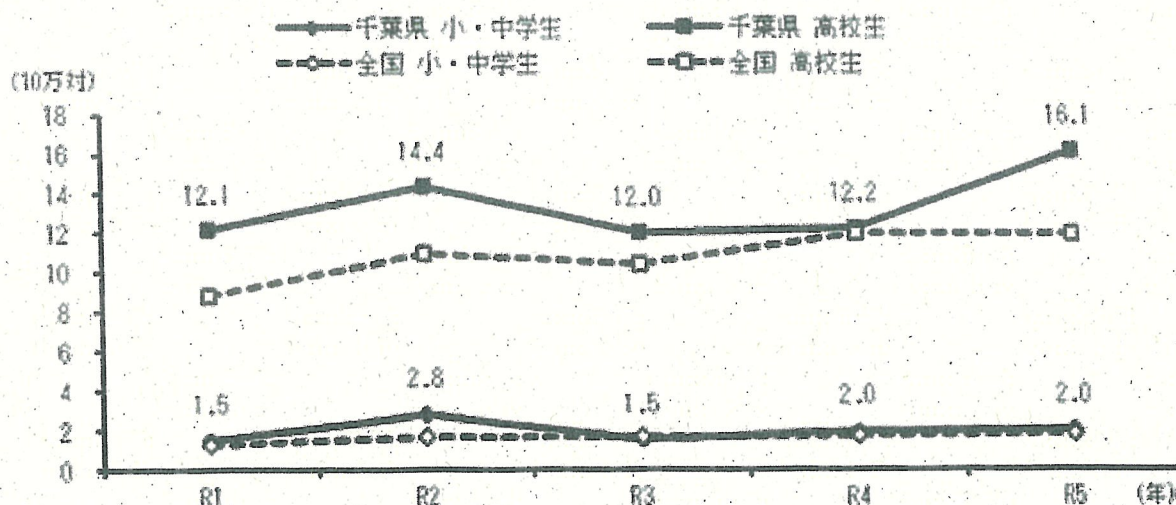
令和7年11月5日(水)

令和7年度第2回船橋市青少年問題協議会

船橋市 健康福祉局 健康部 健康政策課

児童・生徒の自殺死亡率の推移 (千葉県・全国)

- 令和元(2019)年から令和5(2023)年の千葉県及び全国の児童・生徒の人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、令和3(2021)年の「小・中学生」を除き、全国より千葉県の方が多くなっています。
- 千葉県の「小・中学生」及び「高校生」は令和元年から令和2(2020)年にかけて小・中学生が「1.5」から「2.8」、高校生が「12.1」から「14.4」に増加し、令和3(2021)年は小・中学生が「1.5」、高校生が「12.0」に減少後、令和4(2022)年は小・中学生が「2.0」、高校生が「12.2」に増加、令和5(2023)年は小・中学生が「2.0」と横ばい、高校生が「16.1」に増加しています。



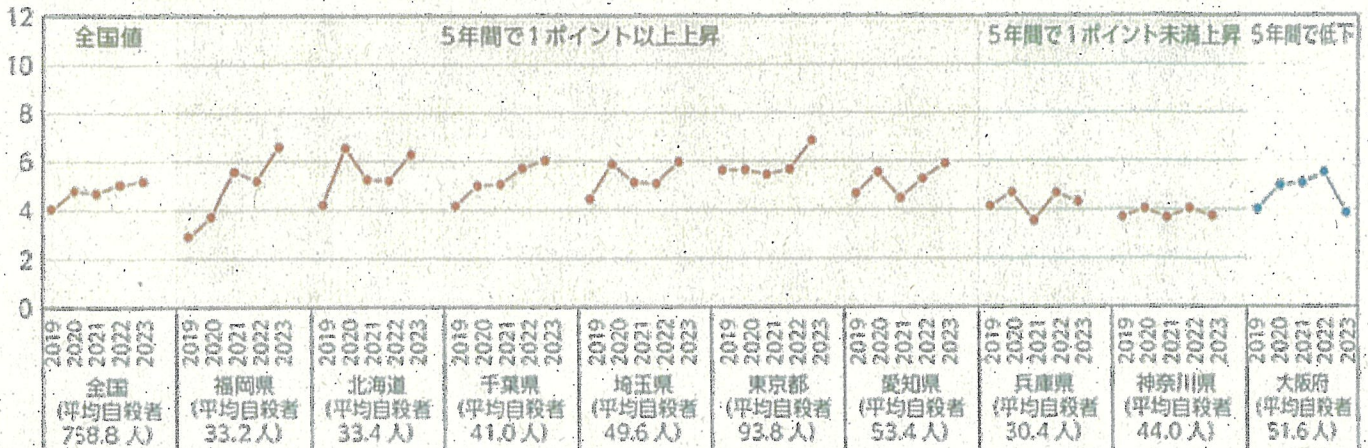
出典：自殺者数：千葉県 自殺統計原票データ 全国 自殺統計：地域における自殺の基礎資料
在籍者数：学校基本調査

出典：千葉県「千葉県における自殺の統計【令和6年度版（令和5年統計データより）】」

都道府県別のこども(5～19歳)の自殺死亡率の推移

- 令和元(2019)年から令和5(2023)年の5年間のこども(5～19歳)の年間平均自殺者数が30人以上の都道府県は、千葉県を含め9都道府県となっています。
- 5年間のこどもの自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、全国的には1ポイントの上昇でしたが、福岡県、北海道、千葉県、埼玉県、東京都、愛知県の6都道県では1ポイント以上上昇しており、年次でもおおむね上昇傾向にあります。

2019～2023年の年間平均自殺者数が30人以上の都道府県



※自殺者数は住居地別に集計した。

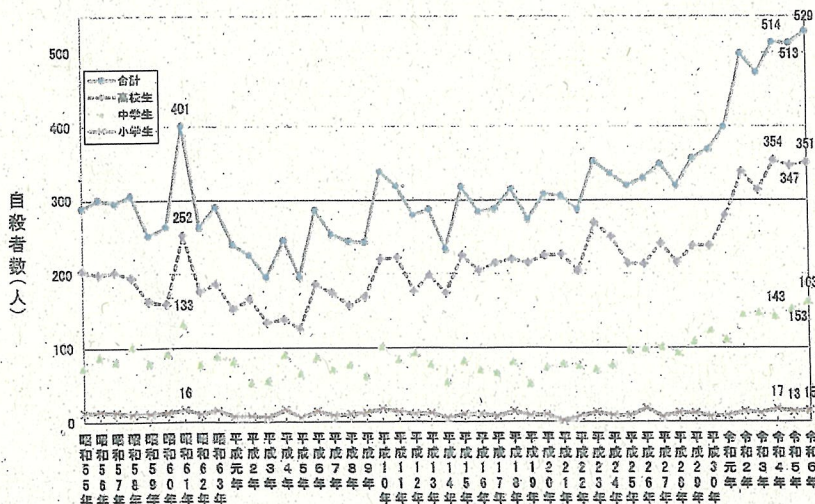
資料：警察庁自殺統計原票データ、国勢調査実施年は総務省「国勢調査」(2020年是不詳補完値)、ほかの年は総務省「人口推計」より厚生労働省作成

出典：厚生労働省「令和6年度 自殺対策白書」

小中高生の自殺者数の動向① (全国・千葉県)

- 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6(2024)年の全国の小中高生の自殺者数は、529人と、統計のある昭和55(1980)年以降で最多となっています。
- 令和6(2024)年の千葉県の小中高生の自殺者数は、26人となっています。

小中高生別自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

令和6年 千葉県 小中高生別、性別の自殺者数

合計	小学生		中学生		高校生	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
26	*	*	3	4	7	12

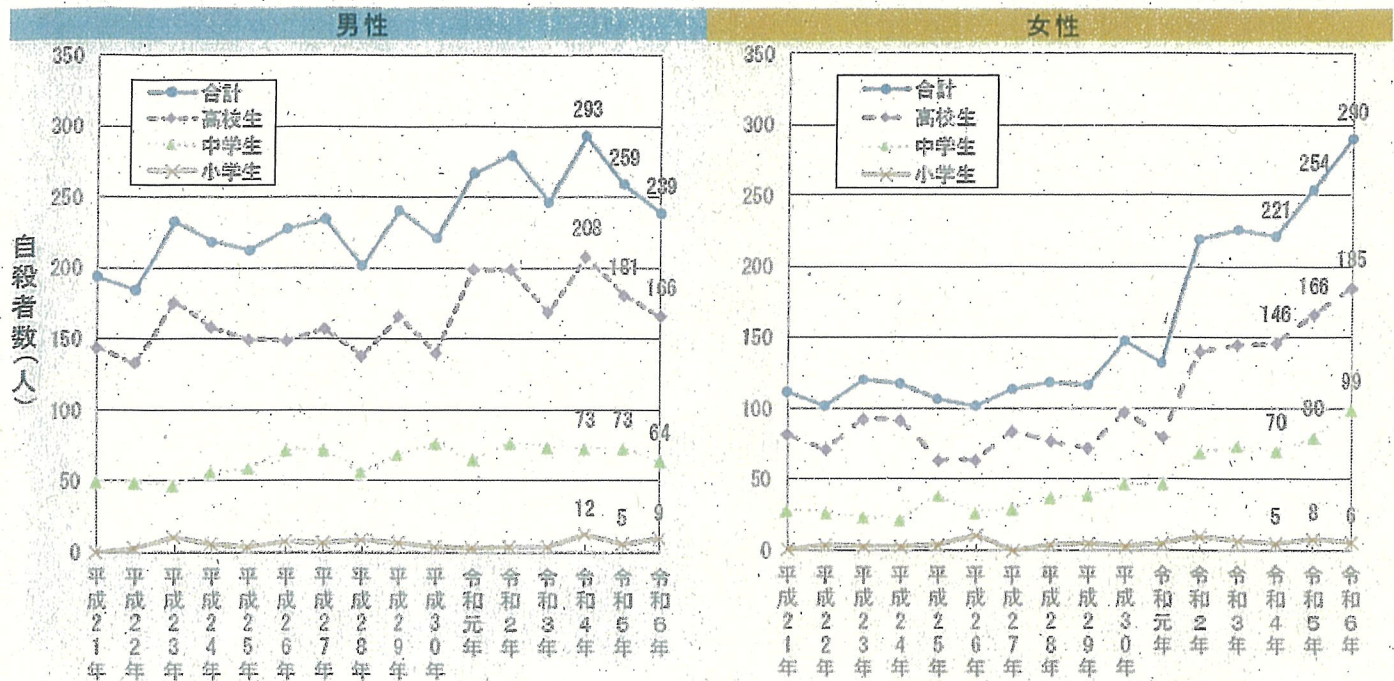
*各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。

都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数の公表は令和6年から開始。

出典：厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和6年中における自殺の状況」(令和7年3月28日)

小中高生の自殺者数の動向② (全国・男女別)

- 全国の小中高生の自殺者数を男女別にみると、男性は2年連続で減少しましたが、女性は2年連続で増加し、統計のある昭和55(1980)年以降最多の数値となっています。



資料：警察庁自殺統計調査データより厚生労働省自殺対策推進室作成

出典：厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和6年中における自殺の状況」(令和7年3月28日)

小中高生の自殺者数の動向③ (都道府県別・小中高生別、性別)

都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数(令和4年～令和6年の累計) 令和7年3月28日現在

都道府県 (住所地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
北海道	67	*	*	4	23	17	21
青森県	11	*	*	*	*	5	4
岩手県	8	*	*	*	*	*	5
宮城県	32	*	*	6	*	13	11
秋田県	10	*	*	*	*	5	*
山形県	9	*	*	*	*	3	5
福島県	20	*	*	*	6	8	5
茨城県	34	*	*	4	8	5	15
栃木県	30	*	*	*	5	14	9
群馬県	23	*	*	6	*	7	8
埼玉県	107	*	*	*	18	39	32
千葉県	89	*	*	10	13	28	35
東京都	200	3	3	25	37	67	65
神奈川県	96	*	*	10	14	40	30
新潟県	22	*	*	*	*	14	5
富山県	10	*	*	*	3	5	*
石川県	13	*	*	*	3	*	7
福井県	8	*	*	*	*	5	*
山梨県	11	*	*	*	*	3	5
長野県	26	*	*	4	*	12	10
岐阜県	23	*	*	*	4	11	6
静岡県	45	*	*	5	8	12	18
愛知県	105	*	*	18	13	37	34
三重県	23	*	*	3	*	12	5
滋賀県	21	*	*	6	5	4	6
京都府	25	*	*	5	7	4	9
大阪府	92	*	*	16	12	34	29
兵庫県	81	*	*	14	15	28	22
奈良県	25	*	*	*	3	12	8
和歌山県	7	*	*	*	*	4	*
鳥取県	*	*	*	*	*	*	*
島根県	11	*	*	*	3	4	4
岡山県	20	*	*	*	5	9	4
広島県	36	*	*	6	6	10	13
山口県	10	*	*	*	*	4	4
徳島県	*	*	*	3	*	*	*
香川県	9	*	*	*	*	6	3
愛媛県	12	*	*	*	*	5	4
高知県	8	*	*	*	*	3	3
福岡県	79	*	*	18	12	21	24
佐賀県	7	*	*	*	*	*	*
長崎県	9	*	*	*	3	4	*
熊本県	17	*	*	3	3	7	4
大分県	9	*	*	*	*	6	*
宮崎県	16	*	*	3	*	8	*
鹿児島県	17	*	*	3	*	7	5
沖縄県	17	*	*	*	*	7	6

* 自殺者数は生涯の住所地に基づいて集計している。

※ 合計の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。なお、3人以上の間であっても、数値を表示することで他の非公表の数値が明らかになる場合、非公表とすることがある。

資料：警察庁自殺統計調査データより厚生労働省自殺対策推進室作成

出典：こども家庭庁支援局総務課自殺対策室「こどもの自殺対策について」(令和7年4月24日子ども政策に関する国と地方の協議の場(令和7年度第1回)資料)

【議題4 学校における暴力行為の現状について】

（１）暴力行為の定義について ※ 暴力行為の定義（平成19年度一部改訂）

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、

- ①「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、
- ②「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、
- ③「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、
- ④ 学校の施設・設備等の「器物損壊」 の四形態に分ける。

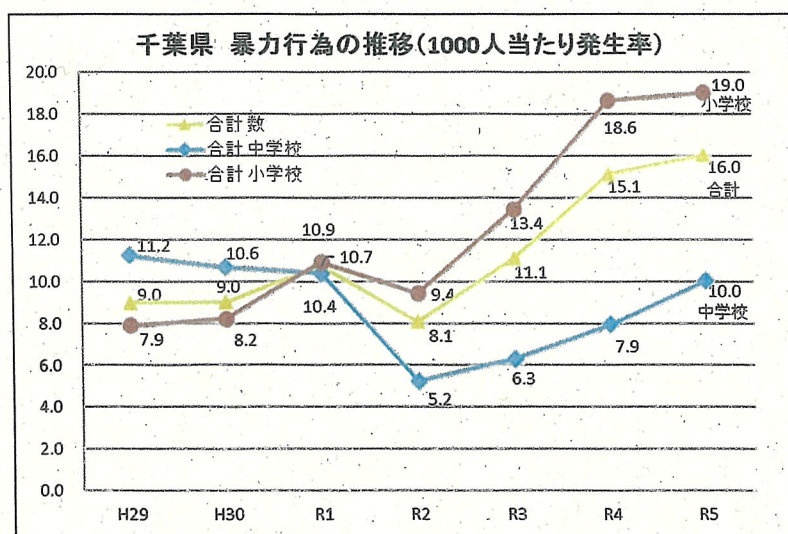
ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

（２）暴力行為の推移と現状について （全国・千葉県）

○全国 「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」より抜粋（P19～22）※別添資料1

○千葉県 「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より抜粋（P7）※別添資料2

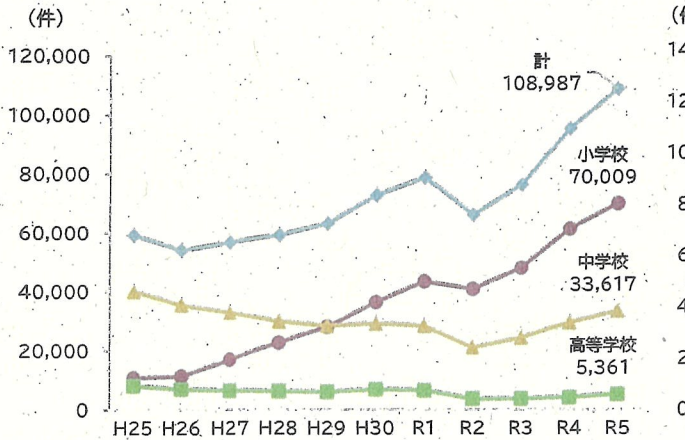
○千葉県 暴力行為の推移（1000人当たりの発生率）※追加資料 小中学校のみ



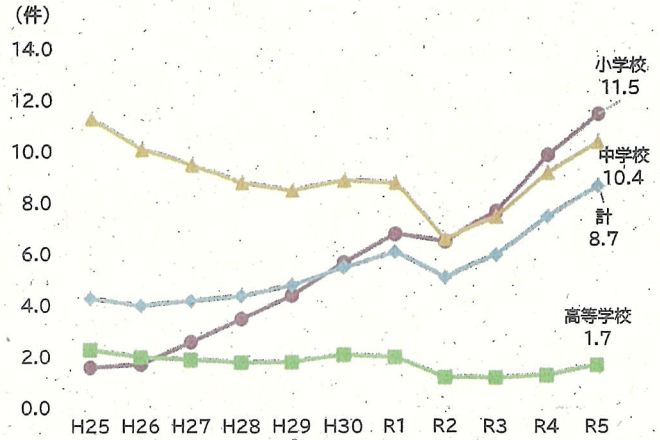
暴力行為の状況について

議題 4-2

暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	10,896	11,472	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138	61,455	70,009
中学校	40,246	35,683	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450	29,699	33,617
高等学校	8,203	7,091	6,655	6,455	6,308	7,084	6,655	3,852	3,853	4,272	5,361
計	59,345	54,246	56,806	59,444	63,325	72,940	78,787	66,201	76,441	95,426	108,987

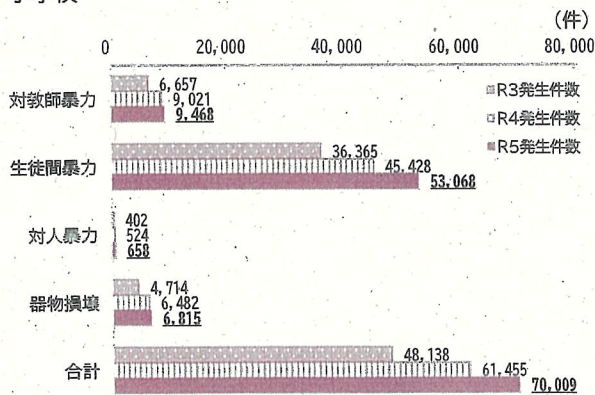
※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は108,987件(前年度95,426件)であり、前年度から13,561件(14.2%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.7件(前年度7.5件)である。

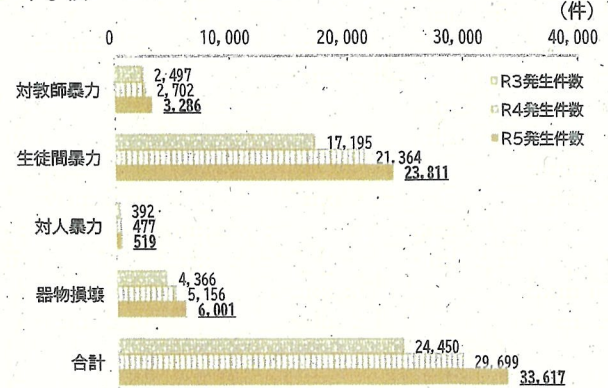
本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないか」といったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

暴力行為の状況について

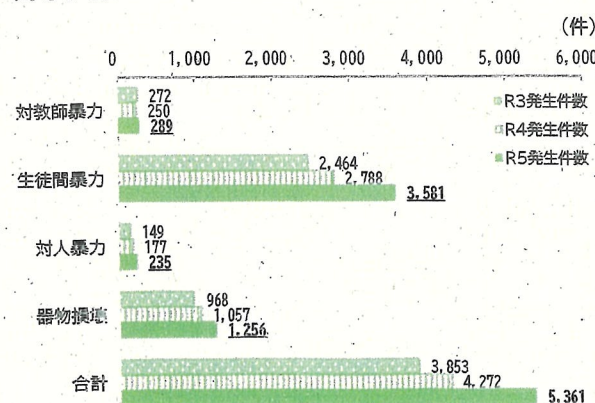
● 小学校



● 中学校



● 高等学校



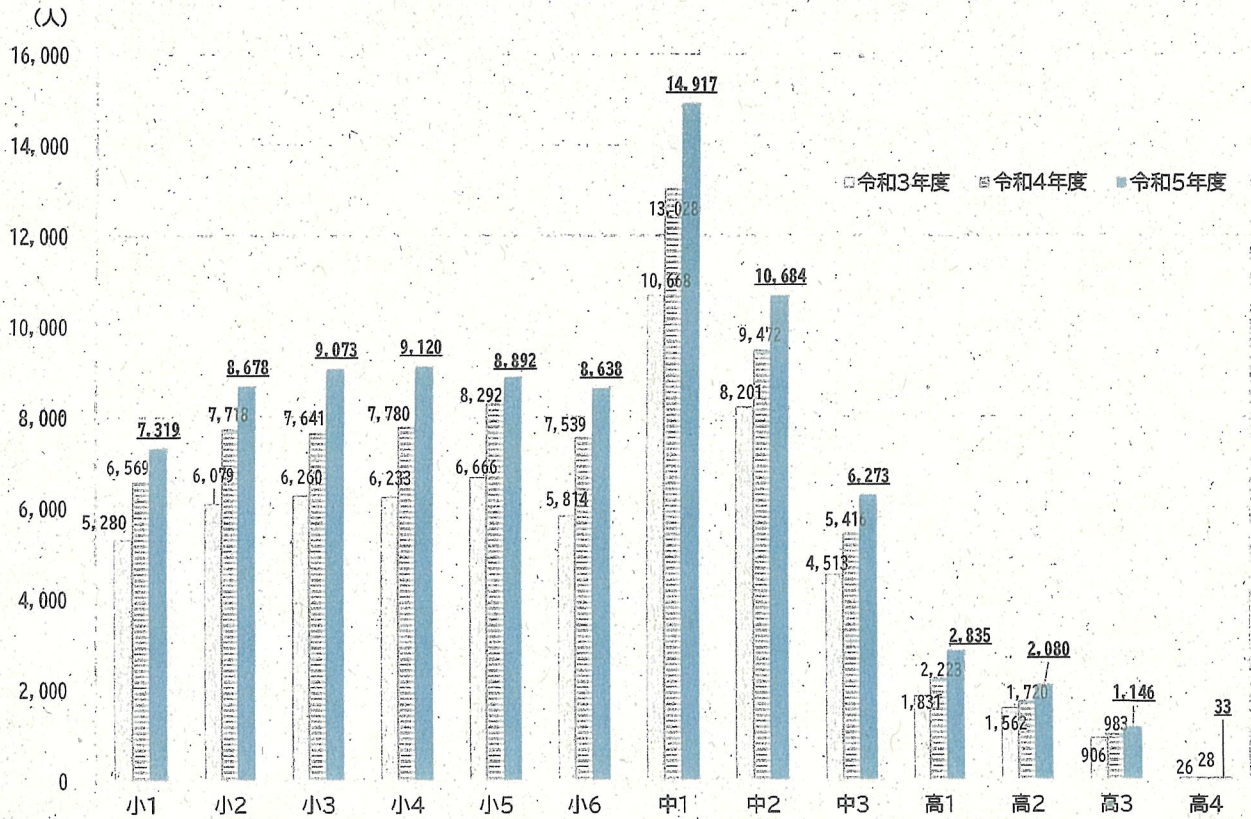
- 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ8,554件(13.9%)増加し、過去最多となった。中学校は前年度に比べ3,918件(13.2%)増加した。
- 形態別では、小・中・高等学校において、最も割合の高い生徒間暴力が増加した。
- 高等学校は前年度に比べ1,089件(25.5%)増加した。

暴力行為の状況について

議題 4-2

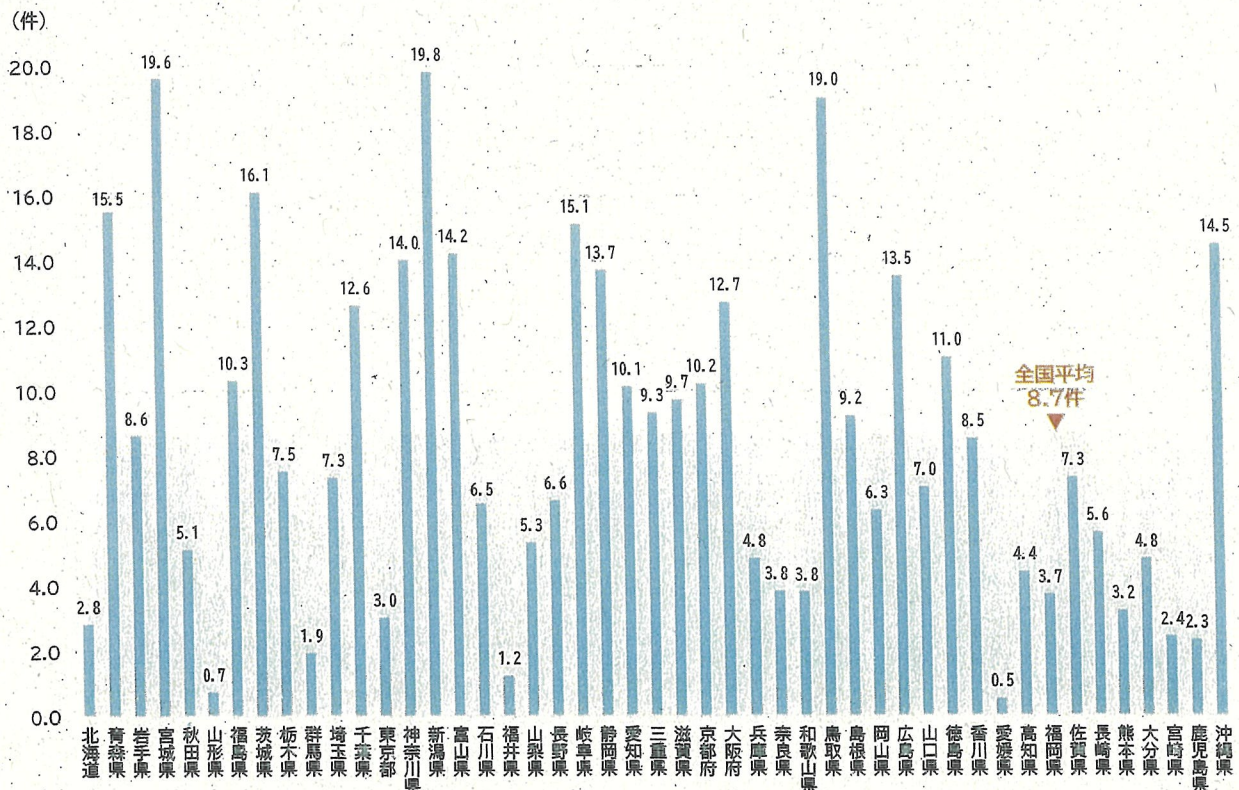
学年別 加害児童生徒数

● 学年別加害児童生徒数は、全学年で前年度と比較して増加している。



暴力行為の発生件数

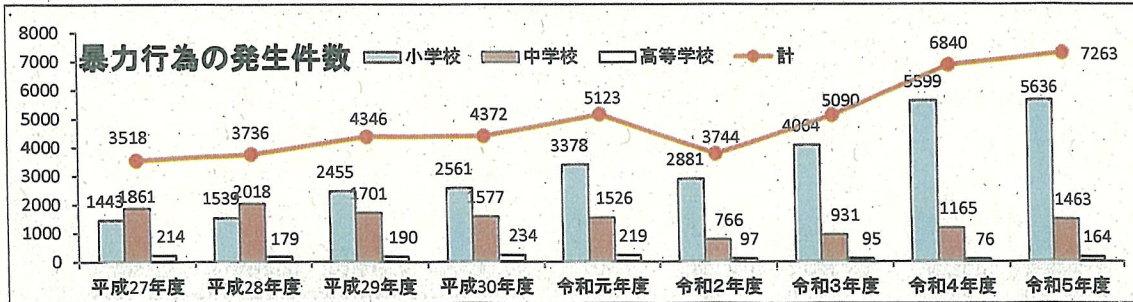
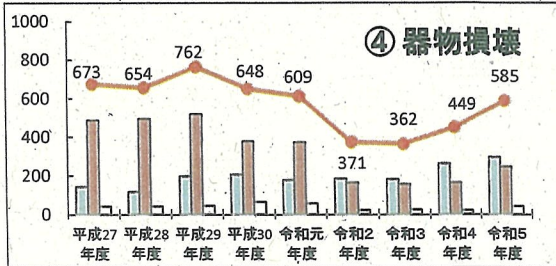
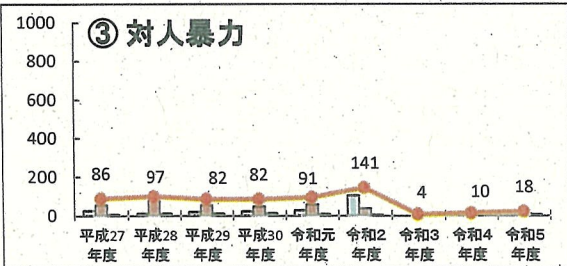
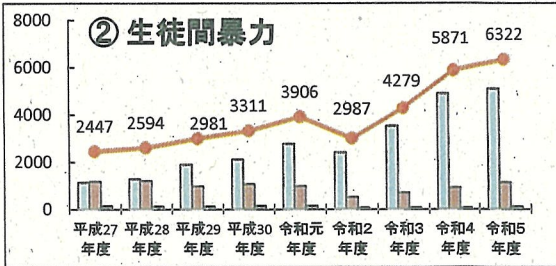
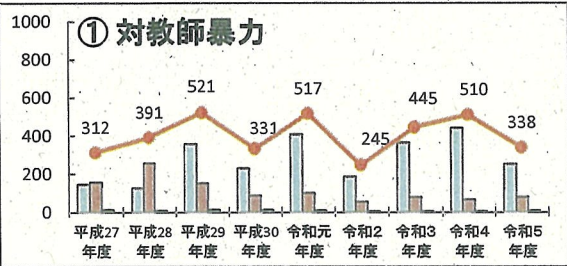
暴力行為の1,000人当たり発生件数



令和5年度 公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数(千葉県)

(単位:延べ件数)

年 度	学 校 種 別	① 対教師暴力		② 生徒間暴力		③ 対人暴力		④ 器物損壊	小 計	計
		校内	校外	校内	校外	校内	校外			
平成27年度	小 学 校	145	0	1,077	54	19	5	143	1,443	3,518
	中 学 校	154	1	1,102	62	37	18	487	1,861	
	高等学校	12	0	143	9	6	1	43	214	
平成28年度	小 学 校	127	0	1,238	47	9	2	116	1,539	3,736
	中 学 校	257	0	1,148	42	38	38	495	2,018	
	高等学校	7	0	103	16	3	7	43	179	
平成29年度	小 学 校	358	0	1,801	81	16	2	197	2,455	4,346
	中 学 校	151	0	936	40	27	27	520	1,701	
	高等学校	12	0	111	12	2	8	45	190	
平成30年度	小 学 校	230	0	2,030	73	17	5	206	2,561	4,372
	中 学 校	88	0	1,017	47	19	28	378	1,577	
	高等学校	13	0	136	8	9	4	64	234	
令和元年度	小 学 校	407	0	2,678	89	17	9	178	3,378	5,123
	中 学 校	101	0	965	28	38	19	375	1,526	
	高等学校	9	0	132	14	0	8	56	219	
令和2年度	小 学 校	187		2406		103		185	2,881	3,744
	中 学 校	53		514		35		164	766	
	高等学校	5		67		3		22	97	
令和3年度	小 学 校	363		3,520		0		181	4,064	5,090
	中 学 校	78		696		1		156	931	
	高等学校	4		63		3		25	95	
令和4年度	小 学 校	441		4,895		1		262	5,599	6,840
	中 学 校	66		926		7		166	1,165	
	高等学校	3		50		2		21	76	
令和5年度	小 学 校	253		5,085		3		295	5,636	7,263
	中 学 校	78		1,128		10		247	1,463	
	高等学校	7		109		5		43	164	



※ 暴力行為の定義(平成19年度一部改訂)
「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有暴力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。
※令和2年度より、学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず、発生件数を計上